

第4回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。報告第8号「令和2年度教育委員会関係補正予算（第3号）について」および、報告第9号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、審議の順番ですが、報告第5号「新型コロナウイルス感染症対策について」は、終了後、保護者などへ速やかに周知する準備など、即座に対応が必要となるため、日程を変更し、最初に報告を求めたいと思います。

また、報告第8号および第9号は関係者以外は退席することになりますので、最後に審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長) それでは、審議に入ります。

日程第2、報告第5号「新型コロナウイルス感染症対策について」を議題とします。提案説明を求めます。

木村委員) 今回、兵庫県からこういうモデルみたいなものがおりにきてやっているのか、全く芦屋のオリジナルなのかという点と、第3週のところでは中学校、幼稚園ともに通常、通常と来ているのですが、小学校だけ分散なので、違う理由について教えてくださいいただけますか。

学校教育部長) まず1つ目は、これは芦屋モデルです。小学校で大切にしたのは、まず2週間刻みで考えたのですが、最初は3月から5月までの3か月間学校に来ていないこともありますので、まず朝から登校するという生活リズムをつけていきたいということで、午前の登校の中で密を避けるため、クラスを半分にして、分散登校する形ですので、隔日登校というにさせていただきました。

3週目は、授業時数も確保していかなければいけない、給食を再開するとなったときに、低学年の給食も始まるということで、午前午後の分散で毎日登校しながら、そして給食も開始するとなると、やはり少人数の中で給食を開始するほうがいいのではないかというところで、午前登校の子どもたちに給食を提供します。

12日から給食を入れていますのは、喫食回数が第1週だけでしたら5日間ですので、3回と2回という形の、喫食回数1回の差が出ますので、12日の1日を入れることによって、その喫食回数を同じにし、少人数の中での給食開始を視野に入れております。

段階を踏んで子どもたちの生活リズムの回復、学習の保障、そして通常登校にしていく、その中に給食を挟んだという緩や

かな流れにしております。

教 育 長) 県立学校は、最初の1週は分散登校で、そこは全く一緒ですが、2週目以後のことはまだ確定しておりません。芦屋市はロードマップを示し、何かあれば変更はさせていただくということにしました。

上 月 委 員) 小学校では、1年生から6年生まで、同じですか。

学校教育部長) そうです。

上 月 委 員) 1年生は通常、4月は授業時数も少なめで、段々と増やしていっていることは分かるのですが、6年生についても緩やかにしていく必要があるのかという思いがいたします。また、再開された場合に、特別支援学級の児童生徒の中には、指導上3密を避けられない状況の児童生徒もいらっしゃいます。幼稚園でもそうです。先生方が子どもの手をとったりすることもあるでしょうし、勉強も隣同士でしたりすることもあるでしょう。そのことは、学校園はどのように考えていますか。

学校教育部長) まず1つは手洗いの徹底とマスクの着用です。特別支援学級の子どもについては、接触する機会がかなり多いと思いますので、消毒・手洗いをしっかりする中で感染予防に努めていくところで考えております。

特別支援学校もそのような対策を講じながら、学校再開をしていくというところは聞いておりますので、同じような形で、対策マニュアルの中には入れさせていただきながら、徹底していきたいと思います。

上 月 委 員) 特別支援学級の児童生徒は一人一人、困難さや指導方法が違い、マスクをつけるのを嫌がる子どももいるかもしれません。

だから、一人一人の様子をよく見て、個別に、かつ丁寧に対応委していただきたいと思います。

学校教育部長) 6年生についてですが、場所の確保と教員の指導の数が足りなくなってくるということで、どの市も難しく、6年生も同じような形で、緩やかな段階を踏んでおります。

上月委員) 第5週の通常登校のときは、空間が取れない状況の中でスタートですか。

学校教育部長) 空間は最低1メートル離れるような、今のークラスの最大の人数を考えたときに、目いっぱい離せば取れる形での再開を考えております。それは、各学校でのシミュレーションの中でも、そういう形でしております。

教育長) 兵庫県は緊急事態宣言が解除されました。解除されたからといって、いつものような生活をしていいものではないです。

第1週目と2週目は分散登校で、一番危険な状態も想定してこのような体制を取りました。距離の制約が強いので十分離れるため、分散登校にしました。そのレベルが下がればおおむね1メートルの距離となります。

部長が説明しましたように、精道中学校等において、席の位置を広げて、シミュレーションをしてみました。何とか1メートルほど離れるようにして通常授業を行うので、いつものような机の配置ではないです。芦屋の小学校で感染者が出たとなると、状況によっては、再び学校を休業せざるを得ないことも考えられます。今の状態が続くことを想定してシミュレーションを行っています。

3週目からは分散と言いながらも、毎日登校する。1日丸々

出てきて6時間授業をすることから見れば、午前と午後に分かれるので、時間数は減ります。ここだけ見たら少ないのですが、用心をし、生活リズムをつくることから始めます。また、学習保障の観点から、夏休みを短縮することも考えています。

マラソンを走るのと同じです。最初の10キロを飛ばしていくのか、最初はゆっくり行くかの違いです。フルマラソンを完走するという視点で考えました。

まず最初に生活リズムをつくります。生活リズムをつくった上で、授業時間の確保をきっちり広げていきたい。他市に比べたら多い少ないと出てきます。

不登校の子を作らないことが大切です。3、4、5月と学校へ登校していません。課題プリントをいっぱいもらっています。やってなかったら学校へ行けないとか、いろんなプレッシャーで、長い夏休み明けのような心理になります。最初から頑張るのではなくて、子どもたちにゆったりとした気持ちで学校に慣れてほしい。

幼稚園児は親が連れてこられるから大丈夫です。中学生はある程度大人ですから、自分で来られる。しかし、小学校1年生は自力で登校ができていません。集団登校をすると6年生の子と一緒に連れていってもらいたい。いろんなことを総合的に考えて、これがベストかと言われると自信はないですが、ベターという回答を担当が作って、練り上げてきてくれたと思います。

越 野 委 員)

今、分散登校のお話があったのですが、小学校は集団登校です。2つに分けたときに、登校班に高学年が全然いなくなるができるところもあるのではないかとということが心配です。

あと、下校も集団下校とお聞きしたのですが、それで合っていますか。

学校教育部長) どういうグループにするのかというのは、学校で考えていただきます。例えばクラスを半分にするグループも、いわゆる町別でするとか、あと出席番号にするのか分からないのですが、そういう形で子どもたちが安全安心に登校できるところを大切にしたい登校のグループを決める。

下校については、学校によっては教員と一緒に近くまでついて行って帰すという手だてを取ったりする。特に岩園などは校区が広いので、そういう手だてを取るということを、校長先生から聞きました。

学校によって、浜風などは近くですので、若干緩やかになると思いますが、各学校で登下校の子どもたちの安全を見守るところで考えていただいています。途中で立つことも、各学校で考えていただいたりということは、案としては出されているようです。

越 野 委 員) 1年生がとにかく初めてで、いつもであれば下校時には先生が集団で連れ帰ってくださっていたのが、今回、ないのかなと思ったのですがいかがですか。

学校教育部長) 1年生については、学校によっては高学年とペアを組んで登校しています。5月31日までの登校日の中でそういう登校を組んで、そして6月1日もそれで来るというシミュレーションをしてくれている学校もあります。体制が組めていないところは保護者の方に送ってきていただいて、帰りは近くまで教師が送って行くという手だてを取っているところも聞いたりはし

ています。

保護者にも最初のところは、お世話にならなければいけないかなと考えております。そういう形で校長先生方にはお伝えしているところです。

越 野 委 員) 普段から、どの学校でも見守りに立っていただいている方はいらっしゃると思うので、その方たちにもお願いして、皆さんで見守っていただければと思います。

学校教育部長) ありがとうございます。

浅 井 委 員) 給食をちょっとでも早くとお聞きしています。今、給食のやり方についても「新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」でも拝見しているのですが、いろいろ考えてくださっていると思います。机を向かい合わせにしないとかありますが、よくニュースなどで見るシールドなどは考えてはないのでしょうか。

学校教育部長) 給食のときに、シールドを全部にするということですね。そこまでは考えてはいないのですが、そういう体制を取ることでも1つは考えられるかとは思いますが、分散の中から給食を始めたいというのは、やはりこれからの給食は平時と比べると、スタイルが変わってくると思います。

いきなり一度にやって、静かにしなさい、しゃべらないようにしなさいと言っても難しいので、マスクを外すという、感染リスクを伴う、そういう確率が高くなるような状況の中ですので、まずその少ない人数で広くスペースが取れているときに、静かに食べていくという指導を徹底していきながら、本当に簡易給食といってもパンが提供できるようになったので、パンに

ちょっとウインナーを挟むとか、牛乳とかゼリーとかになってくると思うのですが、そういうものを短い時間で、しゃべらずに食べていくところから徹底して始められたらと思っています。

浅井委員) 本当はお話をしながら、にぎやかに頂きたいところですが、それがいつ、本来の形に戻れるかどうかというのは、見極めていかなければならないと思います。

授業に関しては、体育なんかで注意しなければならないことが多いかと思うのですが、通常登校になったら体育も同じように進めていくという考えでしょうか。それとも、何か手だてがあるのでしょうか。

学校教育部長) 今後、体育の授業もほかの授業もそうですが、年間カリキュラムの学びを変えていかなければいけない状況にあります。その中で、委員の皆様に見ていただきました対策ポイントマニュアルの中に、特に体育については、マスクをして歩くことによって中国で亡くなった方もいるところもありますので、飛沫感染のリスクが下げられるような領域については、マスクを外しても構わないとしています。それがなかなか難しい場合は、時期をずらすとか、密接になるようなところについては、今はやめるところでの例示を示しておりまして、それを基にカリキュラムの移動をお願いしているところです。特に水泳については更衣室の問題などあるので、各学校、見送るという判断をされているところもあります。

浅井委員) 単元を入れ替えるなどは考えながら、でも通常登校になれば、今、体力も落ちていることにつき、通常どおり運動はさせていくという方向ですね。

学校教育部長) そうということです。

浅井委員) 水泳は、コミスクの水泳教室も全部なしになっています。

学校教育部長) そうですね。ですから、今年については、本当にそういうところは、どうしても延期ができませんので、中止をせざるを得ないかなと考えています。

木村委員) 子どもが学校で感染することは基本的にはないと、これは論文もいろいろと出てきて、それは学校をやっているところと、そうじゃないところの感染拡大が差がないとか、そういう論文も出てきたりします。要は社会がすごく怖がっているから、ここだけやるとすごく目立ってしまって不安を与えるということが問題なのだろうと思います。

とはいっても、例えば特別支援学級の子で、免疫がすごく弱い子は注意しないといけない。あと、欧米で川崎病類似の症状が出ている子が、少数でしょうがいるということで、今、注目されていることもあるので、マニュアルに入れるかどうかは別にしても、子どもさんでも目が充血するとか、いろいろ川崎病の症状があるのですが、そこは気をつけるようにしてもらったほうが良いと思います。

学校教育部長) 今回の免疫の低下がある場合については、マニュアルの中に入れていただいています。ですから、症状やそういうものについても十分注意します。これまで新型コロナウイルスでしたら風邪の症状とか、37.5度以上の発熱が何日続くということがあったのですが、だんだん分かってくる中で、味覚異常や臭覚異常、今の川崎病のことがありますので、入れていただいたのは、風邪等の諸症状及び疑わしい体調不良などがあ

った場合はという文言にさせていただいて、注意喚起をさせていただいております。

風邪の諸症状だけじゃなくて、違う症状が出る方が、新型コロナウイルスの陽性反応が出るということもありますので、そういうところも、各学校にもマニュアルの中に入れてさせていただいて、周知はさせていただいています。

上月委員) 分散であっても、通常であっても、大事にしてきた対面のグループ活動がしにくくなるのが心配です。主体的・対話的で深い学びを目指してきたのだけれども、そこが難しくなってくる。けれども、困難な中でも子どもたちが主体的に学ぶ授業、一人一人に考えさせて、交流し、互いに学びあうような授業のあり方を考える工夫が学校現場に求められると思うのです。

そういうときに、先生たちが、指導方法をこんなふうにしてみたら子どもたちが密にならずに、一人一人の考えを持って、それを共有することができたなど、情報の共有が学校にとっても必要です。学校のあり方が今問われてくるのだと思います。

通常になってからでいいよと、ということではなくて、ある程度の制限がある中でも先生たちが工夫する必要がある。そのことを、学校現場がしっかりと受け止めて、教育活動を行っていただきたいと強く思います。

学校教育部長) 実は今日の校長会でも、その話はさせていただきました。カリキュラムもそうですが、これまでと同じ意識で授業をしていても難しいですから、授業スタイルも変わってくるでしょうし、その時間数が減っている中で、今の段階では、国が何も出してないので、3月31日までに内容は教えなければいけない。

そうなったときに、子どもの学びと定着をどのような形でしていくのかということで、家庭でのスキル学習とか、そういうところの充実も図らなければいけないところで話はさせていただいて、そういう意識を持ってこれからしなければいけないと思います。

上月委員がおっしゃるように、授業スタイルをしっかりと変えていながら、子どもたちの学びに持っていかないといけないと、これから十分に話をして、情報共有できるところはしていきたいと思っています。

上月委員) 少なくとも、これだけたくさん教えないといけないことがあるので、子どもたちに教え込みの授業をしたらいいのだと受け止めるのは絶対に違います。私自身がオンライン授業をしてみてもよかったなと思うのは、こちらが指導しないといけないことをもう一度改めて考えて整理したり、考えを共有したりする方法を模索するので、学生たちの受け止めが逆によいこともあります。提出してきた課題に赤ペンを入れ、再度みんなに返していき、学びを共有していく授業を目指しているのですが、今の段階で、真面目に授業を受けているということは実感しています。

対面に勝る授業はないけれども、工夫次第によってはできます。でも、こうしたらこういうことができたよと、工夫を教員同士が共有していき、チームで今できる授業を考えて行われることを期待しています。

学校教育部長) ありがとうございます。

教 育 長) これから問われるのはそこだと思います。知識の詰め込み

は、忘れたらそれだけのものです。ネットで調べたらすぐ出てきます。いかに学べるか、人とどう共有していけるかが大切です。教育委員会の役割としては、先生方が研究してくれたことを共有していくと同時に、いろんなところで、いい研究もされていることを紹介することも大事だなと思います。

双方向がいいと思いますが、まだ機材的に無理なので、まずできることから始めます。学校でしなければいけない部分と家庭にお願いする部分を切り分けていかないといけないなと思っています。

学校の先生を褒めてやってほしいのは、今までしていなかった動画など、たくさん作っています。限定版で上げているものですから、市民は知らないです。よくここまで頑張ったなというものがいっぱいありますので、それはどこかで市民に公表できたらと思います。

学校教育部長) 一応まとめてはいますので、また送ってもらうようにします。

教 育 長) よく頑張っていることをお伝えしてあげてください。

学校教育部長) 今後はホームページに、学校の分は限定公開で示しながら、教育委員会でも作っている、社会の見学動画、音読、鉛筆の持ち方とかおはしの持ち方、これからの給食、そういうものも動画として作成しておりますので、一般に見ていただくことも考えて、アピールはしていきたいなと思っております。

学校教育指導担当課長) 幼稚園のことで、1つ情報としてお伝えをさせていただければと思います。資料3の夏期休業日ですが、実は本日の昼からの自主園長会で、こちらにつきまして協議を行いました。そ

の結果、幼稚園につきましては夏期休業日を8月1日土曜日から23日日曜日までとしまして、8月の最終週に2学期の始業式を早める形で行えたらということで園長たちと話をいたしました。

幼稚園につきましては、年間で39週を下ってはならないという決まりがございますが、「特別な事情を除き」という表記になっております。今回の新型コロナにつきましては「特別な事情」に該当するというので、本来は週数の補てんは行わなくてもよいとなっております。ただ、園長、保護者、先生方と話をする中で、やはり4月から丸2か月保育がない中で過ごしておりますので、7月末日までの1学期と2学期を1週間早めることで保育を補てんいたしまして、その年齢にふさわしい生活を行いたいということで希望を聞いておりますので。こちらの記述に間に合わなくて大変申し訳ございませんでしたが、御報告をさせていただきたいと思っております。

教 育 長) 精道認定こども園も、これに合わせてくれるのですか。

学校教育指導担当課長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

いろいろ委員の皆さんも不安とかいろいろ。安全に配慮しながらということで。

それでは、報告第5号「新型コロナウイルス感染症対策について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 続いて日程第1、第5号議案「令和2年度芦屋市教育研究部会研究員の任命について」を議題とします。提案説明を求め

ます。

打出教育文化センター所長) (議案資料に基づき概略説明)

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 今、去年の報告書を見せていただいて、授業改善部会は去年の報告の時点では4人ぐらいだったのですが、報告書では人数が増えているのですが、途中から増えたということですか。去年、この議案に上がっていたときは、たしか授業改善部会は4名ぐらいだったのですが、8名になっています。

打出教育文化センター所長) 去年は1週、2週早かったもので、まだ部員が集まっていない状態で御提案という形でしたので、最初から8名という形で組んでいます。

越 野 委 員) 最初から8名なのですね。

あと、去年は授業改善部会や外国語教育部会に中学校の先生が入っておられなかったのですが、今年はどちらも中学校の先生が入っておられて、あと学校教育部会は、ほぼ去年の先生方も全員入っておられた上にプラスアルファで、あと倍の先生方が入っておられるということなので、こんな大変なときなのに、熱心に参加していただきってうれしいなと思います。また、小中連携しながら、今年もさらに有意義な研究ができるのではないかと期待しています。

浅 井 委 員) 自主研究は募集をしたけれども集まらなかった、手が挙がらなかったと考えていいのでしょうか。

打出教育文化センター所長) そうです。

浅 井 委 員) いつでも、その用意はあるということですね。

打出教育文化センター所長) はい。募集は来年度ももちろんかけていきますし、今年や

って見た中で、こういう部会があればいいなと上がってくれば、来年度、自主研究部会で上げることになると思います。

浅井委員) 食育研究部会などは、平成30年度は17名の先生が参加されて、すごく活発になさっていたようですので、残念ですが、今回はそういうことだと思っております。そして各研究部会には、担当指導主事の先生はおられるのでしょうか。

打出教育文化センター所長) 学校教育課と打出教育文化センターで、指導主事の先生方もできるだけ会に入らせていただくようにということでやっています。

浅井委員) 分かりました。

木村委員) オンライン授業の研究部会というか、同じような感じで、各学校から先生方、若手の先生方に来てもらって、何かそういう情報共有であったり、授業のやり方の工夫であるとか、ツールの使い方であるとか、何かそういうことを始めたほうがいいと思うのですが、そういう動きはありますか。

打出教育文化センター所長) 例えば授業研究部会などは、主体的・対話的で深い学びを中心に去年はやられていたのですが、後の補正予算で話が出てきますが、タブレットは1人1台、今年度中に入るということで、それに備えるような形で授業を改善していかなければいけないなというのは、教育委員会としては共有をしているので、授業改善部会であったりとか、あと教科等部会がありますので、その中でもどういった授業ができるのかなという辺は研究していく形にはなると思うのですが、委員がおっしゃるとおり、結局やらなかったというのが一番怖いなというところはあるので、タブレットを使った授業を提案していけるような研究会、集ま

りなども検討はしていく必要があると感じています。

木村委員) これは全校から少なくとも最低1人来てもらって、必ずどこの学校でもITなどに詳しい人が1人はいると思うので、そういう人に来てもらって、学校に戻ったらリーダーみたいな感じで牽引してもらおうというのもやらないと、普及しないと思います。

できるだけそういう形の動きをしていただき、このまま第二波が来なかったらいいですが、多分そんなことなく、秋冬、また同じような状況になる可能性も極めて大きいので、そのときに備えるという意味も含めて、準備はしておいたほうがいいと思います。

上月委員) 今の木村委員の御意見に私も賛成で、オンライン授業の部会をつくり、講師も先生もオンラインで参加するぐらいのことをやらないと、学校へ戻って、先生たちが中心となって広げていくことは難しいのではないかと思います。こういう研究部会は、自分の本来の授業などの勤務プラスそこへ行って研修するわけですから、とても大事なことで、意義があることです。今後も継続していく必要があると思います。

話は少しそれますが、報告書2ページの主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、講師の先生の方角性と先生方の報告とが繋がっているのかどうか若干疑問に思うところがあります。

講師の先生の指導と現場での実践の繋がりを、もう少しお聞きしたいと思いました。視点を絞り込んだ授業実践の具体を見ていく必要があります。

今後、学習の評価などに結びつく研究なども必要なのかなと

思いますし、オンライン授業で主体的・対話的に学ぶことも考えられると思います。

研究の成果を発表で終わらせず、必ず現場に持ち帰って、一年間研究を進めてきた先生たちが中心となってリーダーシップを取って授業推進を行ってほしいですし、教育委員会もリーダーを育てているくらいのつもりで、ぜひ力を入れてほしいと思います。

ほかの部会は、講師の先生はどなたですか。

打出教育文化センター所長) まだ、講師は決めてはいないのです。

教 育 長) 各委員がおっしゃいましたように、新しい学びとして主体的・対話的な学びがあります。また新たにオンラインを使ったものが求められています。端末は入ったけど、そこに中身がついていかなければ、もったいない話になりますので、教材開発であるとか、手法であるとか研究していく必要があります。

特に芦屋の教員がよかったと思うのは、各学年1人、2人リーダーがいて動画なども関わってくれます。背中を押せば、すぐに作ってくれるのは、すごいところです。研究面にしても、ネットを使うなど、工夫してください。

打出教育文化センター所長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり決しました。

〈第5号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第 6 号 議 案 「 令 和 2 年 度 芦 屋 市 青 少 年 育 成 愛 護 委 員
の 委 嘱 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。提 案 説 明 を 求 め ま す。

青 少 年 愛 護 セ ン タ ー 所 長) 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明)

教 育 長) 愛 護 委 員 の 人 は 何 人 で す か。

青 少 年 愛 護 セ ン タ ー 所 長) 2 2 1 名 に な り ま す。

教 育 長) 愛 護 委 員 か ら は 何 人 ぐ ら い 来 て い た だ い て い る の で す か。

青 少 年 愛 護 セ ン タ ー 所 長 代 理) 昨 年 度 が 1 6 4 名 で、今 年 が 1 5 9 名、で す か ら マ イ ナ ス
5 人 に な り ま す。

教 育 長) ほ と ん ど 変 わ っ て な い で す ね。

説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

浅 井 委 員) 平 成 2 7 年 度 に、名 簿 を 頂 い て い た と き は 2 0 0 名 以 上 の
メ ン バ ー だ っ た の で す が、今 回 は ま だ す べ て 決 ま っ て い な い の
で 少 ない と い う こ と で す か。

青 少 年 愛 護 セ ン タ ー 所 長) そ う い う こ と に な り ま す。

社 会 教 育 部 長) 規 則 の 手 続 に 基 づ い て 言 う と、学 校 長 の 推 薦 に 基 づ く 委 員
が、ま だ こ こ に 入 っ て い な い と い う こ と に な り ま す。

木 村 委 員) P T A 等 が 選 出 し、学 校 長 の 推 薦 を 頂 く と い う こ と で す ね。

青 少 年 愛 護 セ ン タ ー 所 長) そ う い う こ と で す ね。

越 野 委 員) 学 校 長 か ら 推 薦 し て も ら う 人 数 は 決 ま っ て い る の で す か。

青 少 年 愛 護 セ ン タ ー 所 長 代 理) 各 小 学 校 か ら 6 名 づ つ と、中 学 校 は 精 道 中 学 校、山 手 中 学 校
に つ い て は 小 学 校 3 校 区 か ら 来 ま す の で 9 名、潮 見 中 学 校 は
2 校 区 な の で 6 名 で、7 2 名 に な り ま す。

越 野 委 員) 小 学 校 は 毎 年 6 名 出 し て い た よ う な 気 が す る の で す が、規
定 で は 3 名 で す か、変 わ っ た の で し ょ う か。

青少年愛護センター所長代理)

そうですね。

木村委員)

規則には書いてないのですね。

青少年愛護センター所長代理)

枠としてはそういう形をお願いはしていますが、現実的になっていただける方で人数は増減している形になります。

木村委員)

多くの方がなってくれば、減らす必要はないけれど、現実的には今6名の枠があって、維持をしている現状であるということですね。

越野委員)

小学校から6名とか中学校から9名という数は、年によって変わることもあるのですか。

青少年愛護センター所長代理)

各学校から規定の人数が入らない場合については、愛護協会の方が兼ねて行うことでやっています。

教育長)

愛護協会の人もPTAでしょう。

青少年愛護センター所長代理)

そうです。

教育長)

両方かぶっているということですね。

愛護委員は非常に大切な役割を担っていただいています。

浅井委員)

毎年議論になるのですが、男性の委員が残念ながら、4名ぐらいですか。大体の方がそもそもPTAから選出されて、任期1年にも関わらず、ずっと再任されて続けてくださって、芦屋の青少年を守ってくださっていると考えています。

男性委員を少しでも増やしていければ、地域の高齢男性がこういう地域活動に関わってくださるという大きなチャンスですので、何とか男性を取り込んでいく、そういう取組ができないかなといつも考えてはいるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

青少年愛護センター所長代理)

基本的には愛護協会の方がPTA経験者かPTA活動をさ

れていて、継続での方が多くいらっしゃいますので、今後は例えば、校長から推薦をもらうPTA役員さんの中に男性の方が含まれるようなこととか、以前だと数十年前ぐらいですが、地域の方が入っていただいていることもありますので、その人たちに声かけをしながらやっていけたらいいのかなということを考えています。また、班集会などでもそういったところの広がりをお願いしようかなとは思っています。

浅井委員) 声かけをしっかりとお願いします。

木村委員) PTAは現役世代で、男性も女性も最近仕事をしている人が多いから、PTAを通じると限界があると思うので自治会などにも対応して、高齢の男性の方に入ってもらうとか、そういう活動をすれば、男性も大分増えるのではないかと思います。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり決しました。

〈第6号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第7号議案「芦屋市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 芦屋市PTA協議会の担当は1年交代でしょうか。

生涯学習課長) 当番校は1年交代でございます。

浅井委員) 村上民恵さんは芦屋市PTA協議会副会長ということで就任されているのでしょうか。

生涯学習課長) PTA協議会様に御推薦を頂きまして、歴代副会長様に御就任いただいているということでございますので、今回、村上さんの推薦を頂いたということでございます。

浅井委員) 委員の任期は2年ですよ。PTA協議会から出てくださっている方は、ほとんどの場合、1年で交代に従来からはなってしまうのかなと思うのですが、以前にもお話ししたかもしれませんが、役職が変わっても、何らかの形でPTAと関わっておられる方だったら、2年続けてもらってもいいのではないかなと考えるのですが、その辺、いかがでしょうか。

生涯学習課長) 昨年の美術博物館の委員さんの質疑の中で、同様の御意見を頂いてございます。続けてお願いする方も、PTA協議会の中で顧問という形で残られている方については、別の附属機関で引き続きお願いしていることはございます。

やはりメリットといたしましては、現役のPTA協議会の中のメンバーさんですので、附属機関に出席した後に、理事会等でその辺の御報告をされる流れもございますので、できるだけこちらとしては、現役の方がその御報告をしていただいて、それから単位PTAであったりとか、学校園に広げていただくという仕組みもございますので、そちらのほうがいいのかなという考えもございますし、実際、協議会さんからの御推薦もこの方ということでございます。

浅井委員) 現役でPTAに関わっておられるならば、例えば協議会の副会長という役職から外れても、続けていただいてもいいとい

うことでしょうか。

生涯学習課長) 基本的には協議会さんに御推薦を頂きますので、その中で協議会さんから適任の方の推薦を頂くことでございましたら、特に支障はないかと考えてございます。

浅井委員) 任期2年ですから、従来の考えだと、1年と決まっているふうにも受け取れましたので、確認させていただきました。

越野委員) 私もPTA協議会に関わっていたのですが、1年で役員が替わりますので、ほとんどの委員会が1年で交代してはいたのですが、昨年度ぐらいから、その前の年の役員が顧問という形で残って、2年任期の委員会などには、そのまま継続して参加してくださることをしてくださっています。社会教育委員の会議で、1年のものはそのままでもいいと思いますが、2年任期のものは前もって、できれば次も残っていただけるような方をお願いできないですかという形で声かけだけでもしておいていただけたら、また考えてはいただけると思います。

生涯学習課長) 御指摘のとおり、今回、極楽地さんが顧問として残っていただくこともございます。附属機関の位置づけとして、3つまでは兼ねることができるのです。御指摘頂きましたように、御相談させていただきたいと思います。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり決しました。

〈第7号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第 8 号 議 案 「 芦 屋 市 立 美 術 博 物 館 協 議 会 委 員 の 委 嘱
について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。
任期は2年ですね。

生涯学習課長) そうですね。

教 育 長) 先 程 、 委 員 か ら 指 摘 あ っ た こ と も 同 様 に 考 え て 、 お 話 を し
ていただけますか。

生涯学習課長) 分かりました。

教 育 長) 他 に 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり決しました。

〈第8号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、日 程 第 2 、 報 告 第 4 号 「 第 3 期 芦 屋 市 教 育 振 興 基 本
計画の策定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 上 月 委 員 に お か れ ま し て は 、 前 回 の 基 本 計 画 に お い て 学 識
経験者として参画していただいております。今度は教育委員と
していろんなアドバイス等、頂きたいなと思っています。期待
しております。コロナを経験して、みんなで新しいことも考え
ていきたいですね。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 「策定委員会にて素案の検討」が5月からとなっているのですが、5月からこの委員会は開催できているのでしょうか。

管 理 課 長) スタートが遅れていまして、まだ十分にできていないところでございます。何とかアンケートをする前には委員会でお諮りをしてという形を取っていきたいと思っておりますので、何とか来月には開催をしたいと思っております。

越 野 委 員) では、スケジュール的には変わらず、そのままで何とか行けそうですか。

管 理 課 長) そうですね、間に合わせるようにしたいところです。

教 育 長) 教育委員の皆様におかれましても、芦屋の教育に、ぜひこういうことは入れてほしいなとか、こういう思いがあるのだということ、結果的に入るかは別にして、協議会等を通じてお知らせ願えたら、さらにいいものができるのではないかと思います。

木 村 委 員) 教育長もおっしゃったように、新型コロナ前と後で世界はすごく変わってしまって、教育も根本的に違ってくるような感じがします。五カ年計画を立てる中で、コロナによってどう変わるのかなかなか読めないから難しいところがあります。従前のものを、そのまま置いてもいいものではなくて、コロナでどうなっていくのか、ある程度こう変わっていくと予測を立てて、計画としては、従前どおりのやり方とは根本的に変わってくることだろうと思います。

そういう視点も委員の皆さんには持っていただいて、それをどう表記して、どうするのかはすごく難しいですが、視点だけ

はお持ちいただくようお願いしたいと思います。

越 野 委 員) 参考資料で、市の第5次総合計画の教育部門の部分をいただいています。この内容について、意見を聞いていただける機会はあるのでしょうか。

管 理 課 長) 御説明は、例えば協議会を通じてさせていただく場を設けることは可能ではあります。

越 野 委 員) もしあれば、ちょっと気になるところがあったので。また聞いていただきたい。

管 理 課 長) 総合計画は、先に総合計画審議会という附属機関において進んでおるところです。この素案の形は、そこに教育分野、まちづくり分野などで、それぞれを委員の皆様にお聞きしながら作っておるところです。どの辺りまで反映が可能かという部分については何ともこの場でお答えできませんが、機会は検討したいと思います。

越 野 委 員) よろしくお願ひします。

上 月 委 員) 前期の教育振興基本計画の検証や振り返りも行われると思いますがそれを踏まえて一つ思うことがあります。県や市は、考え方や方針、取組などのエビデンスとして、全国学力・学習状況調査の分析が用いられることが多いです。その中で、兵庫県は、ほぼ全国レベルだと書いてあって、5年間の数値を掲載していますが、その数値を見てみますと、小学校でも中学校でも、ここ4年、1日に30分以上読書をしているという割合が、下がってきています。

それと反対に、家庭以外で平日に1時間以上学習する子どもの割合が増えてきている。学校現場で、そういう現状を見

ながら、どんなふうに取り組んでいけばいいのか、悩ましいところではあります。芦屋の子どもたちの学力は、全国レベルよりも高いのですが、その中でも課題はあると思います。夢とか希望、目標をもつことができにくいのは、ずっと同じです。一体どういう取組をしたらいいのかというのを、考えていく必要があるのではないかと思います。なかなか具体的には浮かびにくいのですが。

先ほど教育長がおっしゃったように、ここからの5年間は社会も教育もものすごく変化します。そこを見通して、できない困難だというよりも、こんなことならできるのではないかと、やってみようという希望が見出せるような計画になればいいなと思っています。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

各委員の思いを、事務局は肝に銘じるとともに、策定委員の皆さんにもこのことをお伝えしてください。また、アンケート項目に反映されるとか、何らかの形で取り入れてほしいと思います。

それでは、報告第4号「第3期芦屋市教育振興基本計画の策定について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 次に、報告第6号「令和元年度教育委員会関係補正予算について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今の説明であればまだ執行していないものもありますね。

管 理 課 長) そうです。マスク・消毒液などの衛生用品はまだ流通も十

分ではないです。特に非接触の体温計は、なかなか発注が難しいものがあり、手に入る見込みが立ち次第、執行していく形です。

教 育 長) 小中学校のサーモグラフィ装置は早く入りましたね。

管 理 課 長) そうですね。体温計についてはなかなか、今、ございません。それも何とか、今めどは立てようとしておるところでございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

それでは、報告第6号「令和元年度教育委員会関係補正予算について」の報告を受けたものいたします。

教 育 長) 次に、報告第7号「令和2年度教育委員会関係補正予算(第2号)について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

W i - F i の環境整備に取り組んでいますね。いつ頃できるのですか。

打出教育文化センター所長) 5、6年生で無線アクセスポイントが各教室についているのですが、校内LAN整備で、夏ぐらいをめぐりに工事を始め、今年度中にW i - F i は全教室に設置したいと思います。

教 育 長) 1ギガですね。

打出教育文化センター所長) はい。

教 育 長) G I G A構想を実施し、次に1人1台端末を用意するということですね。端末はいつ頃入りますか。

打出教育文化センター所長) 今の予定ですと6月に議会承認、8月に契約、9月に議会で議決されて発注という形で、12月ぐらいには納入予定です

が、全国どこの都道府県もタブレットを1人1台で動いていますので、物の確保がすごく難しい状況ではあるのですが、できるだけ早く確保していくために動いております。

教 育 長) モバイルルーターは何台ですか。

打出教育文化センター所長) モバイルルーターは、361台を予定しております。要保護、準要保護で補助は国からおりるということで、要保護、準要保護世帯が361世帯ありますので、その数分だけ準備を進めております。

教 育 長) 37台は買いましたね。

打出教育文化センター所長) はい、緊急措置で用意しました。

教 育 長) モバイルルーターと違いますが、37台はUSBに差し込んだら使えるわけですか。

打出教育文化センター所長) 購入したものはUSB式です。今度はSIMカードを使うモバイルルーターを準備しようと思っています。

教 育 長) 1人1台には使えないわけですね。

打出教育文化センター所長) はい。

学校教育部長) 1年契約です。新型コロナの臨時でやったので、今年度のみでGIGA構想のこの1人1台端末とモバイルルーターに移行していきます。

打出教育文化センター所長) 校長会ではなかなか集まる機会がないことであったり、相談事が学校の中でかなりあるので、Teamsを入れて、オンライン会議で今週から進めてやっています。本来なら担当者会とか、そういったことまで広げようかなと思ったのですが、今の校内LANの線の太さでいくと、すぐに止まってしまいそんな感じなので、とりあえず今回は、校長会は何とかうまくいっ

たと聞いていますので、そういうところを広げるような研究は
打文でやっていこうと思っています。

学校教育部長) アクセスポイントがありませんので、残念ながら教育委員
会がそこに入ることはできないのです。

教 育 長) ハードがそろってもソフトをどう使っていくかですね。

打出教育文化センター所長) 今、問題になっているのは、通信費です。

国は、モバイルルーターは全額補助を出すのですが、通信費を
どうしていくのかは、全く自治体任せになっています。

要保護家庭に関しては通信費も出しますということで、5月
15日付で通知がありました。ただ、準要保護の御家庭であつ
たり、他の家庭の通信費を市で持つのか、個人負担をお願いす
るのかは、今後の課題になってくると思います。

教 育 長) 通信費がなければ運用できないので、頑張っていきましょ
う。

他に質疑はございませんか。

それでは、報告第7号「令和2年度教育委員会関係補正予算
(第2号)について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 次に、報告第10号「芦屋市放課後児童クラブ条例施行規
則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提
案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) やまのこ学級の定員数ですが、改正前は40人とあるの
ですが、ホームページを見たときに人数が35人だったので
いかがですか。

青少年育成課長) やまのこ学級は令和元年度につきましてもかなりの人数が増えました。コミスクさんと御相談させていただいて、当初は1階にやまのこ学級があったのですが、2階にある会議室と入替えをさせていただいて、枠を増やしたところがありまして、その分で一旦は人数を増やしました。しかし、今回の令和2年度の申し込みによりまして、まだ足りないことになりましたので、今度は会議室のお隣に更衣室があり、これを学校に御協力頂いて、教室として使えるように改築して、今回対応させていただいています。

越 野 委 員) 今回35人学級が2クラスになるということですが、ほかの小学校は45人と定員が多いのですが、これをあえて35人のままにされた理由を教えてくださいませんか。

青少年育成課長) 部屋の広さからいきまして、どうしてもほかのスペースも取りますので、その部分で逆算しますと、やはり35人という形でなっております。

越 野 委 員) はい、分かりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

それでは、報告第10号「芦屋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教 育 長) 続いて、報告第8号「令和2年度教育委員会関係補正予算(第3号)について」を議題とします。提案説明を求めます。

- 管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉
- 教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 越野委員) コミュニティ・スクール助成事業で250万円が補正されるということですが、この助成金は、打出浜コミスクに補助されるものですか。
- 生涯学習課長) この事業ですが、一般財団法人自治総合センターというところがございます。総務省の所管している財団ですが、宝くじの助成金の業務、地方に配分する機関でございまして、今回、打出浜コミスクさんが、秋祭りの際にステージを新たに購入したいことと、あと音響につきましても従来レンタルしていたものを、新たに購入したいということで申請を上げていただきました。250万円の上限ですが、今回採択されたということで市の持ち出しは一切ございません。
- 木村委員) これは一旦市に入って、市から打出浜コミスクに250万円はそのまま渡すという形ですか。
- 生涯学習課長) おっしゃるとおりです。
- 木村委員) ここは歳出しか書いてないですが、歳入で入ってくるということですか。
- 生涯学習課長) そうです。雑入として受入れる予定でございます。
- 教育長) 放課後児童クラブについては、西山幼稚園、宮川幼稚園は使用することについて承諾をもらっているのですね。
- 青少年育成課長) 許可を頂いて、場所を確保しております。
- 教育長) 委託業者も大丈夫ですね。
- 青少年育成課長) 事業者のほうは手配しております。
- 教育長) 他に質疑はございませんか。

それでは、報告第8号「令和2年度教育委員会関係補正予算（第3号）について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 次 に、報 告 第 9 号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

研修を受けないといけないので、どんどんやってくれるといいですね。

青少年育成課長) そうですね。今でも県がやっている分に関しまして、待ちが生じているときがありますので、その部分についてここでやっていただくと、その分が増えていくということは考えております。

教 育 長) 直営の職員は皆、受けているのですか。

青少年育成課長) 直営の指導員は、全員資格を持っております。委託についても、正規職員については資格を持っている形になっています。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

それでは、報告第9号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

<非公開審議 終了>

教 育 長) 閉会宣言